

平成25年9月10日
国土交通省住宅局建築指導課

平成25年一級建築士試験
「学科の試験」の合格者の発表について

一級建築士試験は、建築士法第13条及び第15条の2の規定に基づいて、国土交通大臣の指定試験機関である(公財)建築技術教育普及センター(理事長 浅野 宏)が実施していますが、このたび平成25年「学科の試験」の合格者が決定し、9月10日の発表となりましたのでお知らせします。

合格者には合格通知書を送付し、不合格者には不合格の旨及び成績の通知をします。

| | 学科の試験 |
|-------|---------------|
| 試験日 | 平成25年7月28日(日) |
| 試験会場 | 全国57会場 |
| 実受験者数 | 26,801人 |
| 合格者数 | 5,103人 |
| 合格率 | 19.0% |

■平成25年「学科の試験」の合格基準点等は、以下のとおりです。

1. 正答枝：下表のとおり。

| 問題No. 科目 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|-------------|---|---|---|---|---|-------------|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 学科Ⅰ | 3 | 1 | 4 | 2 | 1 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 4 | 4 | 1 | 3 | 1 | 3 | 4 | 3 | 2 | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 学科Ⅱ | 4 | 1 | 3 | 4 | 2 | 4 | 4 | 2 | 1 | 1 | 4 | 3 | 3 | 1 | 2 | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | / | / | / | / | / | / | / | / | / | / |
| 学科Ⅲ | 3 | 2 | 3 | 2 | 4 | 1・4 (注1) | 3 | 4 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 | 4 | 4 | 1・4 (注2) | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 4 | 4 | 3 | 4 | 1 | 4 |
| 学科Ⅳ | 4 | 4 | 3 | 4 | 1 | 2 | 4 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 | 1 | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 | 1 | 4 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 学科Ⅴ | 2 | 4 | 3 | 1 | 4 | 4 | 2 | 4 | 1 | 2 | 1 | 4 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | / | / | / | / | / |

(注1) 学科ⅢのNo. 6については、当初枝4を正答枝としていましたが、別紙1のとおり、枝4とともに枝1についても正答枝とする措置を講じています。

(注2) 学科ⅢのNo. 19については、当初枝1を正答枝としていましたが、別紙2のとおり、枝1とともに枝4についても正答枝とする措置を講じています。

2. 配点：それぞれの科目の正答数をその科目の得点とし、各科目の得点の合計を総得点とする。
(各問題1点、学科Ⅰ及び学科Ⅱ20点満点、学科Ⅲ及び学科Ⅳ30点満点、学科Ⅴ25点満点、合計125点満点)

3. 合格基準点：各科目及び総得点の合格基準点は下表のとおり。

| | 学科Ⅰ (計画) | 学科Ⅱ (環境・設備) | 学科Ⅲ (法規) | 学科Ⅳ (構造) | 学科Ⅴ (施工) | 総得点 |
|-------|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 合格基準点 | 11 | 11 | 16 | 16 | 13 | 92 |

* 各科目及び総得点の合格基準点すべてに達している者を合格とする。

* なお、合格基準点について、各科目は過半の得点、総得点は概ね90点程度を基本的な水準として想定していたが、総得点の平均点が想定より高かったことから、上記合格基準点としている。

4. その他

試験問題は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 指導係 03-5253-8111(代表)(内線39-539)

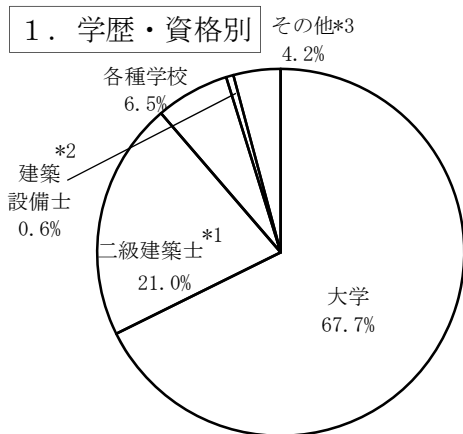
03-5253-8513(直通)

(公財)建築技術教育普及センター 試験部 試験第一課「一級建築士試験」担当 03-5524-3105(代表)

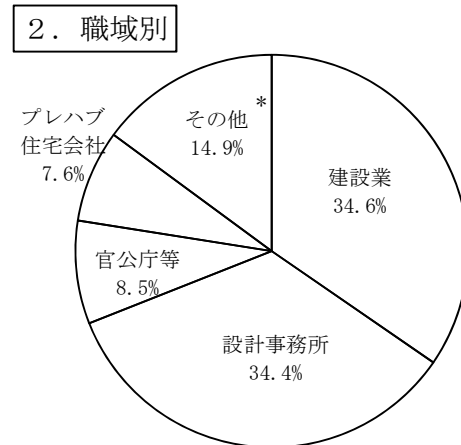
(参考1) 過去5年間の一級建築士試験「学科の試験」結果

| 年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実受験者数等 | | | | | |
| 実受験者数(人) | 48,651 | 42,569 | 38,476 | 32,843 | 29,484 |
| 合格者数(人) | 7,364 | 8,323 | 5,814 | 5,171 | 5,361 |
| 合格率(%) | 15.1 | 19.6 | 15.1 | 15.7 | 18.2 |

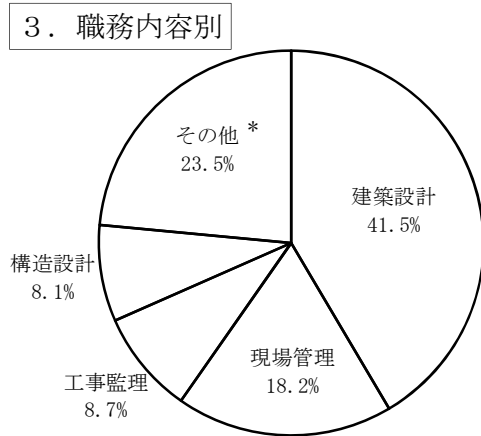
(参考2) 平成25年一級建築士試験「学科の試験」合格者(全国) 5,103人の主な属性



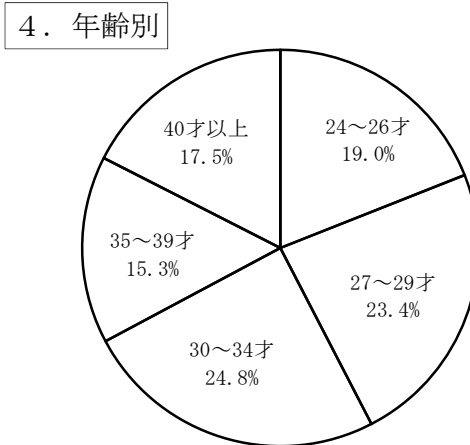
*1 二級建築士の資格のみで受験した者
 *2 建築設備士の資格のみで受験した者
 *3 短大、高専 等



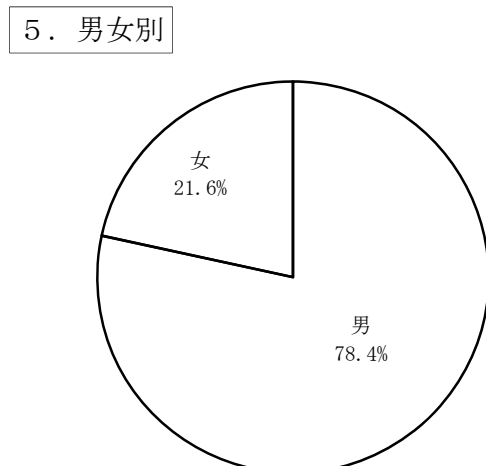
* 不動産業、研究教育 等



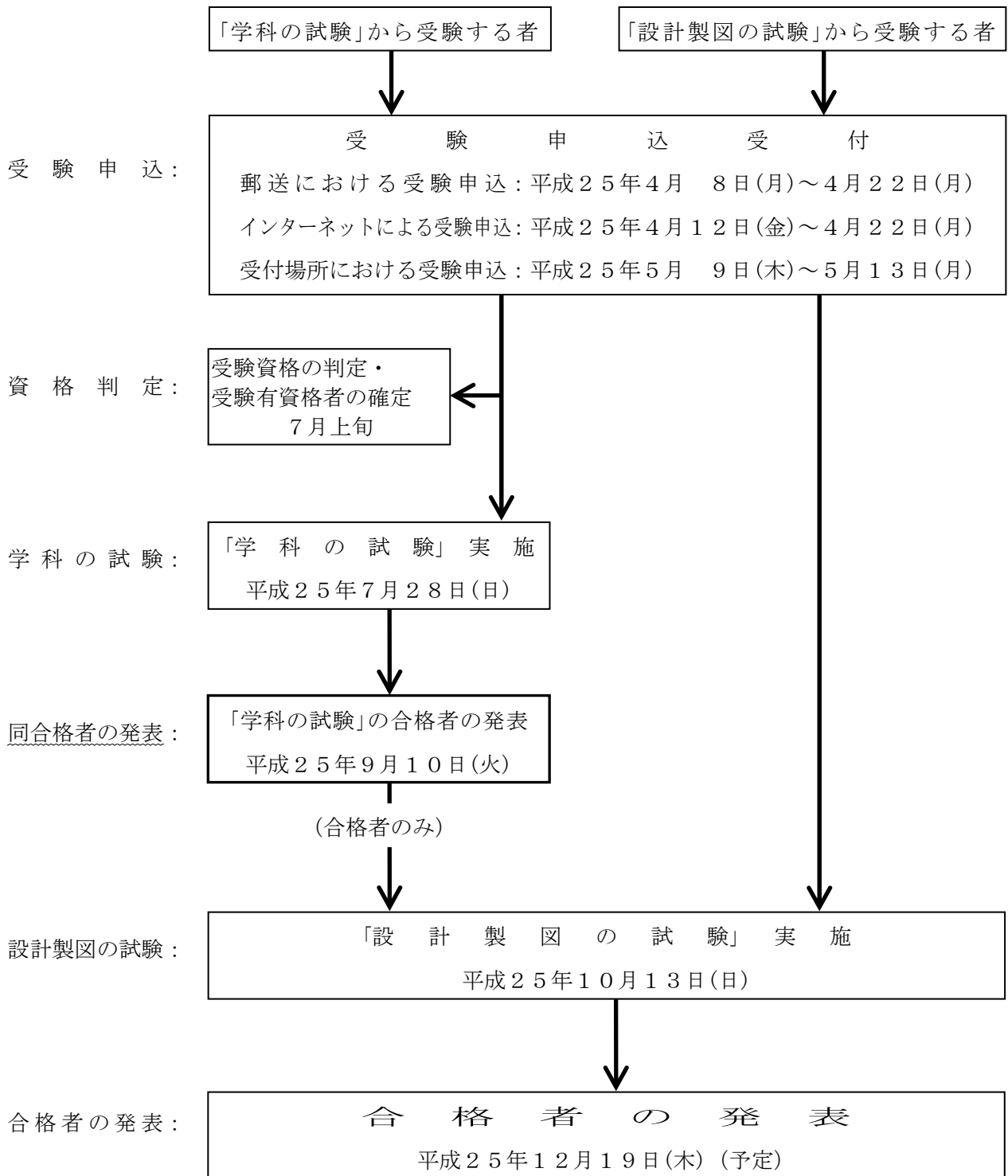
* 行政、設備設計、積算、研究教育 等



平均 32.9才



1. 平成25年一級建築士試験の合格者の発表まで



2. 合格者の発表等

合格者の発表については、合格者に合格通知書を送付し、また、合格者の受験番号一覧表を(公財)建築技術教育普及センター本部・支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、(公財)建築技術教育普及センターのホームページ(URL <http://www.jaeic.jp/>)に掲載します。

合格基準点等については、合格者の発表にあわせて、(公財)建築技術教育普及センター本部・支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示します。また、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。

3. 不合格者への通知

不合格者に対しては、不合格の旨及び成績の通知をします。

都道府県建築士会

| 士 会 名 | (〒) | 所 在 地 | 電 話 |
|--------------|----------|----------------------|--------------------|
| (一社)北海道建築士会 | 060-0042 | 札幌市中央区大通西5-1-1 | 大五ビル6階 |
| (一社)青森県建築士会 | 030-0803 | 青森市安方2-9-13 | 青森県建設会館1階 |
| (一社)岩手県建築士会 | 020-0887 | 盛岡市上ノ橋町1-5-0 | 岩織ビル |
| (社)宮城県建築士会 | 983-0861 | 仙台市宮城野区鉄砲町9-3 | 宮城県建設業国民健康保険組合会館5階 |
| (一社)秋田県建築士会 | 010-0951 | 秋田市山王1-7-3 | 山王ウエスタンビル3階 |
| (一社)山形県建築士会 | 990-0825 | 山形市城北町1-1-2-26 | 山形建設会館 |
| (社)福島県建築士会 | 960-8043 | 福島市中町4-2-0 | みんゆうビル3階 |
| (一社)茨城県建築士会 | 310-0852 | 水戸市笠原町978-30 | 建築会館2階 |
| (一社)栃木県建築士会 | 321-0933 | 宇都宮市築瀬町1958-1 | 栃木県建設産業会館 |
| (一社)群馬県建築士会 | 371-0846 | 前橋市元総社町2-5-3 | 群馬建設会館4階 |
| (社)埼玉県建築士会 | 336-0031 | さいたま市南区鹿手袋4-1-7 | 埼玉建産連会館5階 |
| (一社)千葉県建築士会 | 260-0013 | 千葉市中央区中央4-8-5 | 建築会館4階 |
| (一社)東京都建築士会 | 104-6204 | 東京都中央区晴海1-8-12 | 晴海トリトンスクエア Z棟4階 |
| (一社)神奈川県建築士会 | 231-0011 | 横浜市中区太田町2-2-2 | 神奈川県建設会館5階 |
| (一社)山梨県建築士会 | 400-0031 | 甲府市丸ノ内1-1-3-7 | 山梨県建設会館 |
| (一社)長野県建築士会 | 380-0872 | 長野市妻科426-1 | 長野県建築士会館 |
| (一社)新潟県建築士会 | 950-0965 | 新潟市中央区新光町15-2 | 県公社ビル3階 |
| (公社)富山県建築士会 | 939-8084 | 富山市安住町7-1 | 富山県建築設計会館2階 |
| (一社)石川県建築士会 | 921-8036 | 金沢市弥生2-1-2-3 | 石川県建設総合センター4階 |
| (一社)福井県建築士会 | 910-0854 | 福井市御幸3-10-15 | 福井県建設会館 |
| (公社)岐阜県建築士会 | 500-8384 | 岐阜市藪田南5-14-12 | 岐阜県シンクタンク庁舎4階 |
| (公社)静岡県建築士会 | 420-0857 | 静岡市葵区御幸町9-9 | 静岡県建設業会館5階 |
| (公社)愛知県建築士会 | 460-0008 | 名古屋市中区栄4-3-26 | 昭和ビル5階 |
| (社)三重県建築士会 | 514-0003 | 津市桜橋2-177-2 | 三重県建設産業会館3階 |
| (公社)滋賀県建築士会 | 520-0801 | 大津市におの浜1-1-18 | 滋賀県建設会館3階 |
| (一社)京都府建築士会 | 604-0944 | 京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町641 | 京都建設会館別館 |
| (公社)大阪府建築士会 | 540-0012 | 大阪市中央区谷町3-1-17 | 高田屋大手前ビル5階 |
| (公社)兵庫県建築士会 | 650-0011 | 神戸市中央区下山手通4-6-11 | エクセル山手2階 |
| (一社)奈良県建築士会 | 630-8115 | 奈良市大宮町2-5-7 | 奈良県建築士会館 |
| (一社)和歌山県建築士会 | 640-8045 | 和歌山市ト半町38 | 和歌山県建築士会館 |
| (一社)鳥取県建築士会 | 680-0912 | 鳥取市商栄町195 | 大和ホール |
| (一社)島根県建築士会 | 690-0883 | 松江市北田町35-3 | 建築会館3階 |
| (一社)岡山県建築士会 | 700-0824 | 岡山市北区内山下1-3-19 | 建築会館4階 |
| (公社)広島県建築士会 | 730-0052 | 広島市中区千田町3-7-47 | 広島県情報プラザ5階 |
| (一社)山口県建築士会 | 753-0072 | 山口市大手町3-8 | 山口県建築士会館 |
| (社)徳島県建築士会 | 770-0931 | 徳島市富田浜2-1-0 | 徳島県建設センター5階 |
| (一社)香川県建築士会 | 760-0018 | 高松市天神前6-3-4 | 村瀬ビル2階 |
| (公社)愛媛県建築士会 | 790-0002 | 松山市二番町4-1-5 | 愛媛県建築士会館 |
| (社)高知県建築士会 | 780-0870 | 高知市本町4-2-15 | 高知県建設会館3階 |
| (公社)福岡県建築士会 | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東3-14-18 | 福岡建設会館6階 |
| (一社)佐賀県建築士会 | 840-0041 | 佐賀市城内2-2-37 | 佐賀県建設会館3階 |
| (一社)長崎県建築士会 | 850-0036 | 長崎市五島町5-3-4 | トーカーマンション713号 |
| (公社)熊本県建築士会 | 862-0954 | 熊本市中央区神水1-3-7 | 熊本県建築士会館 |
| (公社)大分県建築士会 | 870-0045 | 大分市城崎町1-3-31 | 富士火災大分ビル3階 |
| (社)宮崎県建築士会 | 880-0802 | 宮崎市別府町2-1-2 | 宮崎建友会館3階 |
| (公社)鹿児島県建築士会 | 892-0838 | 鹿児島市新屋敷町16 | 県住宅供給公社ビル326号 |
| (公社)沖縄県建築士会 | 901-2101 | 浦添市宇西原1-4-26 | 沖縄建築会館 |

(公財) 建築技術教育普及センター・支部所在地一覧

| 事務所名 | (〒) | 所 在 地 | 電 話 |
|------------------|----------|-----------------|-----------|
| (公財)建築技術教育普及センター | 104-0031 | 東京都中央区京橋2-14-1 | |
| 北海道支部 | 060-0042 | 札幌市中央区大通西5-1-1 | 大五ビル |
| 東北支部 | 980-0824 | 仙台市青葉区支倉町2-48 | 宮城県建設産業会館 |
| 関東支部 | 104-0031 | 東京都中央区京橋2-14-1 | |
| 東海北陸支部 | 460-0008 | 名古屋市中区栄4-3-26 | 昭和ビル |
| 近畿支部 | 540-6591 | 大阪市中央区大手前1-7-31 | OMMビル |
| 中国四国支部 | 730-0051 | 広島市中区大手町2-11-15 | 新大手町ビル |
| 九州支部 | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東2-9-1 | 東福第2ビル |

下記の学科Ⅲの No. 6 については、枝 4 が明らかな誤りになっていますが、枝 1 において、耐火建築物の主要構造部は、耐火構造であること、耐火性能検証法により確かめられたものであることのほか、国土交通大臣の認定を受けたものであることも該当することから、枝 4 とともに枝 1 も正答枝とする措置を講じています。

記

〔No. 6〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 耐火建築物の主要構造部は、耐火構造であるか、所定の技術的基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであることが求められている。
2. 建築物の外部の仕上げに用いる不燃材料及び準不燃材料は、いずれも、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、燃焼しないものであること及び防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであることが求められている。
3. 防火性能を有する耐力壁である外壁と準防火性能を有する耐力壁である外壁は、いずれも、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、それぞれについて定められた時間、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。
4. 耐火構造の耐力壁と準耐火構造の耐力壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれについて定められた時間加えられた場合に、加熱終了後も構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。

下記の学科ⅢのNo. 19については、枝1が明らかな誤りになっていますが、枝4において、都市計画法上、地区計画は、都市計画区域内においてのみ定めることができることから、枝1とともに枝4も正答枝とする措置を講じています。

記

〔No. 19〕 地区計画等又は建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 地区計画の区域内において、建築物の敷地が特定行政庁の指定した予定道路に接するときは、特定行政庁の許可を受けることなく当該予定道路を前面道路とみなして建築物の容積率の規定を適用することができる。
2. 建築協定区域内の土地の所有者で当該建築協定の効力が及ばないものは、建築協定の認可等の公告のあった日以後いつでも、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによって、当該建築協定に加わることができる。
3. 建築協定に関する市町村の条例が定められていない場合は、建築協定を締結することができない。
4. 地区計画は、都市計画区域及び準都市計画区域内においてのみ定めることができるが、建築協定は、都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内においても定めることができる。